

第33回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成29年3月27日(月) 午後2時00分
閉 会 平成29年3月27日(月) 午後2時50分
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室

2 会議録署名委員

- 15番 鹿島一夫委員 16番 住崎岩衛委員
5番 石阪脩委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 市川耕作委員 | 2番 須山卓知委員 |
| 3番 高野茂久委員 | 4番 加藤雅大委員 |
| 5番 石阪脩委員 | 6番 市川禎明委員 |
| 7番 菊池伸明委員 | 8番 川辺初太郎委員 |
| 9番 松村良夫委員 | 10番 河内邦男委員 |
| 11番 高野昌典委員 | 12番 高野祐一委員 |
| 13番 高木好文委員 | 14番 都築一委員 |
| 15番 鹿島一夫委員 | 16番 住崎岩衛委員 |
| 17番 澤井泰造委員 | 18番 田中繁委員 |
| 19番 横田実委員 | 20番 朝倉泰則委員 |

4 議 長

- 5番 石阪脩委員(会長)

5 事務局(説明員)

石川裕三局長 加藤泰幸主査 高田量範事務職員 樫澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 その他
 - (1) 平成29年度府中市農業委員会等主な事業予定について
 - (2) 3月度の活動報告について
 - (3) 次回以降の開催日
 - (4) その他

午後2時00分開会

○議長（石坂委員） 皆さん、こんにちは、定刻になりましたので、ただ今から、第33回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、全員の方が出席しています。

会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番に指名させていただきます。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、15番、鹿島委員さん、16番、住崎委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は是政○の○○の○○、○○○○、土地の所在は、是政○の○の○○、○○、○○、○○、○○の合計5筆、404平方メートル。届出書が到達した日は、平成29年2月7日、転用の目的は共同住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、届出者は是政○の○○の○○、○○○○○、土地の所在は是政○の○の○○、313平方メートル。届出書が到達した日は、平成29年2月7日、転用の目的は駐車場となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。以上、第1項第2項の現地の確認は、高木委員さんをお願いしております。

第3項、届出者は、白糸台○の○の○、○○○○、土地の所在は、白糸台○の○の○、788平方メートル。届出書が到達した日は、平成29年3月10日、転用の目的は専用住宅となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、都築委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。第1項第2項、高木委員さん如何ですか。

○委員（高木委員） はい、10日に現地を確認しました。きれいに耕してありました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、3月14日に現地の確認をしました。植木が植えてあり何の問題もありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等ないようですので、第1項から第3項については、報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。

報告件数は5件です。事務局から第1項から第5項まで続けて説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は武蔵野市境○の○の○、株式会社○○○○、代表取締役○○○○、譲渡人は本宿町○の○○の○、○○○○、○○○○。土地の所在は、本宿町○の○の○○、345平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年3月3日、転用の目的は建売住宅3棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしております。

第2項、譲り受け人は白糸台○の○の○○、○○○○○○○○○○、○○○○、譲渡人は白糸台○の○○の○、○○○○。土地の所在は白糸台○の○○の○、96平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は平成29年3月9日、転用の目的は専用住宅となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、田中委員さんをお願いしております。

第3項、譲り受け人は西東京市東伏見○の○の○○、○○○○○○○○株式会社、代表取締役○○○○、譲渡人は四谷○の○○の○、○○○○、土地の所在は四谷○の○○の○、○、○、○、○の合計5筆、1,660平方メートルで、所有権の移

転でございます。届出書が到達した日は、平成29年3月14日、転用の目的は建売住宅15棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川禎明委員さんをお願いしています。

第4項、譲り受け人は神奈川県相模原市緑区橋本〇の〇〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇〇の〇〇、171平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年3月16日、転用の目的は建売住宅2棟となっています。

8ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第5項、譲り受け人は武蔵野市吉祥寺本町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は紅葉丘〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇の〇、837平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年3月16日、転用の目的は建売住宅6棟となっています。

10ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は鹿島委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、現地を3月11日に確認しまして、畑の周囲は木が植わっていて、その周囲は住宅地で特に問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、田中委員さん如何ですか。

○委員（田中委員） はい、3月10日に現地調査を行ってきました。現地は過去に住宅があったところで、現況更地となっています。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、市川禎明委員さん如何ですか。

○委員（市川禎明委員） はい、現在は業者の開発の看板がたっています。大きい土地ですが、相続のための売却でやむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、第4項、澤井委員さん如何ですか。

○委員（澤井委員） はい、3月の19日に現地の確認に行ってきました。今まで田んぼだったので、稲の切株が残っていました。特に問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第5項、鹿島委員さん如何ですか。

○委員（鹿島委員） はい、昨日26日に現地を見てきました。現況更地ですが、業者の開発の看板がたっていました。やむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、西府町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計10筆、畑、5,597.19平方メートル。

2ページから4ページは内藤氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いをしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、第1項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、まず5ページの当該地ですが、区画整理が行われた地域でして、上の大きい方は柿とブルーベリーの苗が植わっており、下の方はブルーベリーの苗が植わっています。肥培管理も大変良好でございます。6ページの方は3箇所に分かれておりまして、真ん中は柿とブルーベリー、上と下はそれぞれブルーベリーが栽培されております。こちらも肥培管理は良好で問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「なし」の声）

ご質問等がないようですので、本件については証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は5件です。事務局から第1項から第5項を続けて説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申出者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申出地は多磨町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、3, 139平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、被申出者とも若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。本件は、〇〇氏の身体の故障による申出でございます。買取り申出地は若松町〇の〇〇の〇の一部、〇〇の〇、〇の〇〇の〇の合計3筆、畑、1, 609. 39平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、被申出者とも白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇。本件も〇〇氏の身体の故障による申出でございます。買取り申出地は紅葉丘〇の〇の〇、〇、〇の〇の〇の合計3筆、畑、1, 067平方メートル。

第4項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、押立町〇の〇の〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申出地は、押立町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の合計4筆、畑、1, 499平方メートル。

3ページに移りまして、第5項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申出地は、本宿町〇の〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇の合計7筆、畑、2, 322平方メートル。

4、5ページは、〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、都築委員さんをお願いしております。

7から9ページは、〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書、農業に従事することを不可能にさせる故障の認定通知書で、10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。

11から13ページは、〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書、農業に従事することを不可能にさせる故障の認定通知書で、14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、鹿島委員さんをお願いしております。

15、16ページは、〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、17ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、川辺委員さ

んをお願いをしております。

18、19ページは、〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、20ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いをしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、3月14日に現地を確認しましたところ、温室が建っておりまして、その中で蘭が栽培され、よく管理されていまして。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員） はい、3月10日に現地の確認をしました。10ページの当該地の上の方は栗畑となっております。下の方は更地で一部にねぎが植えてありました。問題ありませんし、申出者の〇〇〇〇氏は、96歳になり2年ほど前までは畑に出ておりましたが、最近は畑にも出ておらず、やむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、第3項、鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、〇〇〇〇さんは杖をついて歩いている状況で、やむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、第4項、川辺委員さん如何でしょうか。

○委員（川辺委員） はい、先日、当該地を確認しました。特に問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、第5項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、現地は3月25日に確認しました。右側の畑はきれいに耕運されマルチが敷いてあり春野菜の準備がしてありました。左側の畑はブルーベリーと柿が植えてあり問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項については、証明することにしたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は6件です。事務局から第1項から第6項まで、続けて説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成26年2月13日から平成29年2月5日まで、引き続き

農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇他3筆、紅葉丘〇の〇〇の〇、〇、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計8筆、田と畑を合わせて3,642平方メートル。

第2項、次の者が平成26年2月24日から平成29年2月22日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小金井市貫井南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計5筆、畑、2,977平方メートル。

第3項、次の者が平成26年10月7日から平成29年2月23日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、1,962.12平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成26年2月13日から平成29年3月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇〇の合計4筆、田、1,001.46平方メートル。

第5項、次の者が平成26年3月12日から平成29年3月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台3の4の3、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、畑、575平方メートル。

第6項、次の者が平成26年4月11日から平成29年3月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、田、1,392平方メートル。

3から6ページは〇〇氏から提出された、証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でお米、各種野菜を生産しています。

7から9ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は鹿島委員さんをお願いしています。

10から14ページは〇〇氏から提出された、証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でジャガイモ外野菜を生産しています。

15ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんに

お願いしています。

16から18ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

19ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は高野祐一委員さんをお願いしています。

20から23ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でお米を生産しています。

24ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

25から27ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜、果樹等を生産しています。

28ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしています。

29から31ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

32ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は、川辺委員さんをお願いをしております。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、鹿島委員さん如何ですか。

○委員（鹿島委員） はい、先日現地の確認に行きました。押立町は今年度御神田になったところで、その後にレンゲが育っていました。紅葉丘の方は大きな畑に隣接しており、きれいに管理されています。白糸台の方はハナミズキが植えてあり若干草も生えていましたが、問題ありません。以上です。

○議長（石坂委員） はい、第2項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、この畑は農地パトロールで回るときもよく通るので、通年を通して知っておりますが、肥培管理も良く今はねぎが植えてありました。特に問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、高野祐一委員さん如何ですか。

○委員（高野祐一委員） はい、3項につきまして現地を確認しました。トンネル栽培をしており、非常に管理も良く、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、現地の方を3月23日に確認しました。案内図の右側は田んぼのあと玉ねぎ、ねぎが植えてありました。左側の大きい方は、田んぼで稲を刈った後、そのままになっていますが、きれいに管理されていました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第5項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、3月14日に現地を確認しました。よく管理されています。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第6項、川辺委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、先日の18日に現地の確認に行きました。玉ねぎ、ねぎ、キャベツなどが栽培されていました。少し雑草が生えていましたが、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご質問等ございますか。

○委員（松村委員） はい、第1項の〇〇さんですが、4号議題で場所は重複しませんが、生産緑地の解除の申請がありましたが、それとの兼ね合いはどうなっていますか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、確かに一方は故障解除で、一方は引き続いて営農するという事で矛盾していますが、ご本人は初め全部を解除したい意向がありましたが、納税猶予をしているところは、できる限り継続したいとなり、このような形になりました。

○委員（河内委員） はい、〇〇さんが亡くなった時には生産緑地の解除はできるのでしょうか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、現状では生産緑地の解除はできませんので、相続された方が農業を続けるしかありません。しかし、あと何年かすると生産緑地指定後30年経ち、30年経ったことを理由として生産緑地の解除、買取り申請ができると思われます。また、現在生産緑地制度の改正が進んでいますので、まだまだ不透明な部分がございます。

○議長（石坂委員） はい、よろしいですか。（「はい」の声）

それでは、ご質問等がないようですので、第1項から第6項は証明することといたします。

次に、8「その他」に入ります。（1）「平成29年度府中市農業委員会等主な事業予定について」の説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは資料ナンバー1をご覧ください。

平成29年度の農業委員会等の主な事業予定ですが、4月から来年3月までの、3月26日現在で予定されている行事を一覧表にさせていただきましたので、今後の参考にしてください。期日、時間等が未定の事柄が多く恐縮ですが、決定しだい順次皆様にお知らせします。

基本的には、前年度と大きな変更等はありませんが、これ以外にも、年度途中で計画される事業等もあります。その場合は速やかにご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（石阪委員） はい、ご質問等ございますか。（…）

ご質問等ないようなので、次に、（2）「3月度活動報告について」及び（3）の「次回以降の開催」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、資料NO.2をご覧ください。

3月の活動報告ですが、前回の農業委員会総会が2月13日に開催され、農地法の5条の届出が3件、相続税の納税猶予の適格者証明が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が2件、その他を審議していただきました。また、同じ2月13日には、北多摩地区の農業委員会連合会の表彰式があり、石阪会長、市川・川辺職代、石川局長が出席し、当日は、四谷の〇〇〇〇さんが、優秀農業経営者として表彰を受けられました。

2月14日には、府中の森芸術劇場で平成28年度の農業振興褒賞式典が開催され、各種の表彰等行われ当日は、約100名の方の参加がございました。2月28日には東京都庁の会議室で、生産緑地法の説明会が開催され石川局長が出席しました。また、同日夜には、農業簿記講習会が北庁舎第3会議室で開催され、6名の方が参加しました。

3月に入りまして、3月2日には、第58回に東京都農業委員会・農業者大会が昭島市民会館で開催され、優秀農業経営者として西府町の〇〇〇〇さん、是政の〇〇〇〇さん、緑町の〇〇〇〇さんが表彰されました。

3月10日には、農業委員会の主任職員協議会が中野サンプラザ会議室で開催され事務局が出席しました。

3月17日には、東京都農業会議の第120回の通常総会が立川市の農業会議で開催され石阪会長と石川局長が出席しました。

最後になりますが、3月21日には、農業簿記講習会が市役所北庁舎第3会議室

で開催され、6名の方が参加しました。

次に、次回以降の総会の日程ですが、4月は24日月曜日、午後2時から第1会議室で開催させていただきますので、出席をお願いいたします。

なお、5月の開催は、23日火曜日を予定しておりますので、併せてご承知おきください。以上です。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（4）の「その他」になりますが、委員さんから何かありますか。（…）

委員さんからは、ないようなので、事務局から何かありますか。

○事務局（石川事務局長） はい、会長、ただいま、推薦、申込み等が行われています新農業委員さんの関係でございますが、各支部長さんにご案内をおだしています。初めてのことであり、問合せを多々いただいておりますが、農協の支部は団体と認め定款等は必要ないと考えており、記入方法の見本も入れてお出ししています。基本的には従来と一緒に、従来から複数の支部で一人選出している場合は、候補者が属する支部の推薦でも、それぞれの支部長さんが1枚の推薦書に連名して推薦しても良いですし、それぞれの状況に応じて推薦していただければ結構です。

農業委員さんにおかれましては、各支部長さんと連絡を密にし、スムーズに推薦が行えるようにお力添えいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ないようなので、本日の議事はすべて終了となりますが、この3月31日で、石川局長さんと高田さんが退職をされますので、ご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしく申し上げます。

○石川事務局長 はい、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。私事で大変恐縮ですが、この3月31日をもちまして42年間慣れ親しんだ府中市を退職となります。

また、高田量範につきましては、退職後、5年間勤めました再任用職員を最後に退職することとなりました。大変お世話になりました。

さて、私は昭和50年に入職しました。農業委員会には平成25年から事務局長として、皆様方に支えられ、今日まで勤め上げることができました。いろいろ思い出されますが、特に農業委員会管外研修における研修後の皆

様との交流は特に印象深いものがありました。心より感謝申し上げます。

私の後任は10年ほど前に農政係長として皆様にお世話になりました小柴が着任しますのでよろしく申し上げます。

私は4月より財産活用課に再任用職員として務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。最後になりましたが、府中市農業委員会のさらなる発展と、委員皆様のご活躍ご健勝をお祈りしまして退職の挨拶に代えさせていただきます。長い間本当にお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○議長(石坂委員) それでは、高田さん。

○高田事務職員 はい、私事で大変恐縮ですが、私も今週の3月31日で退職することになりました。

私は、平成24年から5年間、農業委員会の事務を執らせていただきました。その間、委員の皆様にお力添えをいただき、ありがとうございました。今後は少しのんびりさせていただき、家庭サービスでもしようかなと思っています。本当に長い間ありがとうございました。(拍手)

○議長(石坂委員) ありがとうございました。長い間お勤めごくろうさまでございました。今後とも、お体に気をつけてお元気でお過ごしいただきたいと思います。また、14日のお花見の会にもご出席くださるとのことですので、楽しみにしております。

それでは、これにて、「第33回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時50分閉会